
『奈良市カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例』

概 要 と 解 説



奈良市

環境部 環境政策課

条例制定の背景

市内において、他人や周囲の迷惑を考慮せずに行われるカラスへの餌やり等により、鳴き声、ふん尿その他の汚物などがひどく、良好で快適な生活環境が脅かされる事例が発生しており、市民の皆さんから改善の要請、ご意見をいただいております。しかしながら、従前の行政上の施策では適切かつ有効な対応ができませんでした。そこで、これらの状況を踏まえ、市は、市民、事業者、行政が一体となって対応することとし、新たにその対策の一つとして条例を制定することになりました。

条例の目的

カラスへの餌やりにより発生する周辺的生活環境の被害を防止、改善することを目的としています。

条例の内容

- カラスへの餌やりにより周辺的生活環境に被害を発生させることを禁止します。
- 被害が発生しているときは、餌やりをしている人が速やかに改善しなければなりません。
- 市民は地域で被害を発生させないよう自主的な取り組みに努めなければなりません。
- 市は条例違反の疑いがあると認められる行為について申立てを受けたときは、その内容について調査し、条例に基づき必要な措置を講じます。

いつからですか？

平成25年10月1日からです。

餌やり（給餌）とは

カラスに継続し、又は反復して餌を与えることです。
カラスが食べることができる場所に餌を置いたり、放置したりすることも含まれます。

市民のみなさんに守ってほしいルール

◎次のような行為はカラスを集めることとなりますので止めましょう。

1 生ごみを放置しない



2 ペットの餌を放置しない



3 周辺の生活環境に被害が発生すると思われる場所でカラスに直接、餌やりをしない

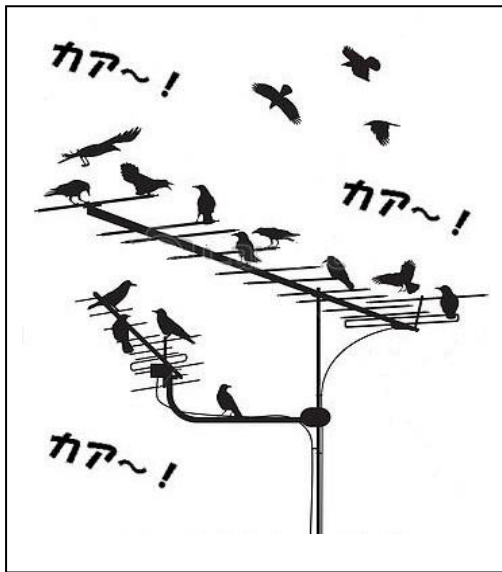


ルールを守らずに周辺の生活環境にカラスによる被害を発生させると条例違反となります。

カラスは毎日、餌を必死で探しています。餌を見つけると、群れを成して集まります。これがカラスによる被害を発生させる原因となります。

カラスによる被害とは

餌を目当てに集散するカラスの鳴き声、ふん尿、羽毛の飛散、攻撃、威嚇等により周辺的生活環境に著しい被害が発生しており、複数の住民からの申出等があり、自治会等で当該被害の解消について話し合いが持たれたりするなど住民間の共通認識となっている状態です。



- 鳴き声その他の音
- ふん尿その他の汚物の放置及びこれらにより発生する臭気
- 羽毛の飛散
- 攻撃、威嚇及び破壊行為

自治会等で当該被害の解消について話し合いが持たれたり、対策を施したりする等、地域の住民のみなさんが生活環境被害で同じように困っている状態

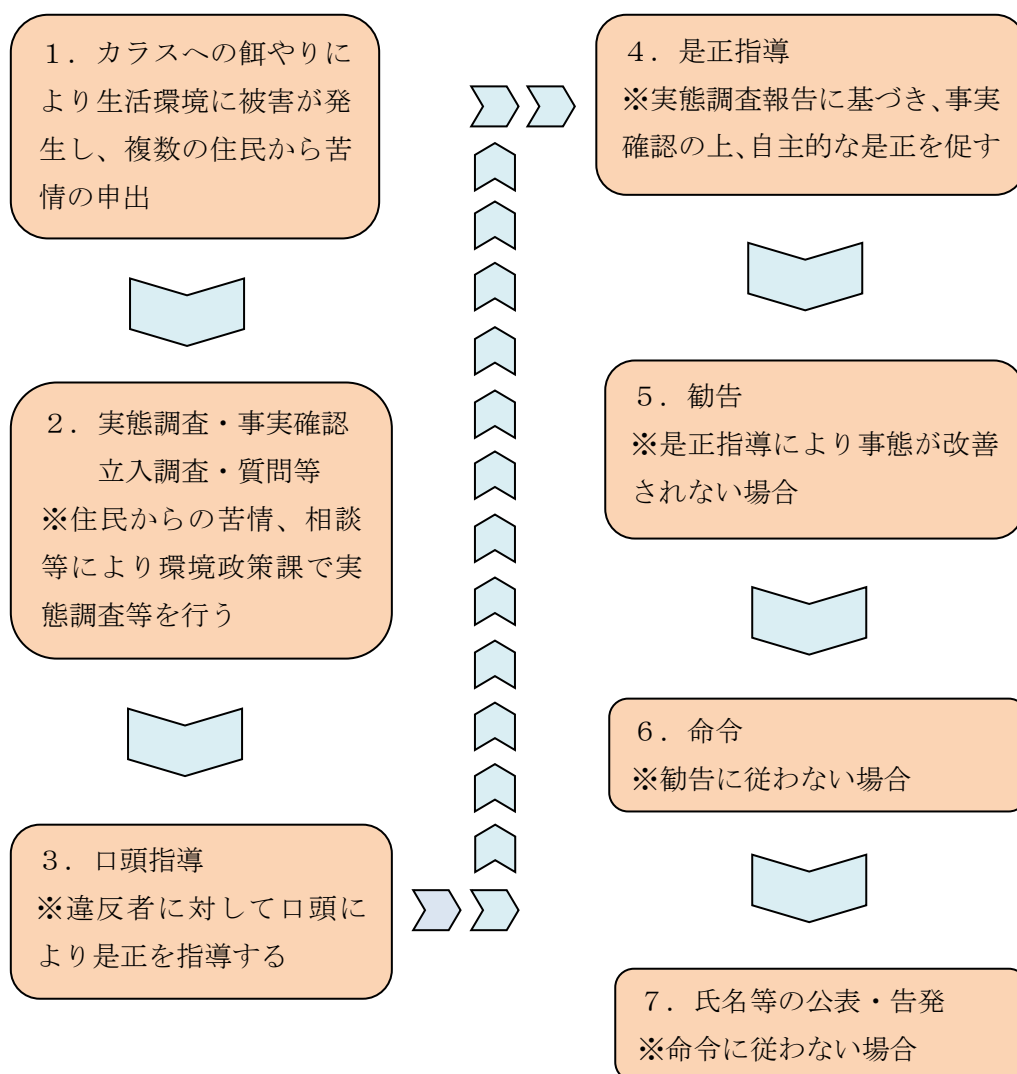
罰

則

カラスへの餌やりにより周辺の生活環境に被害を発生させ、市の指定職員からの是正命令に違反すると5万円以下の罰金が科されます。

また、正当な理由がなく指定職員の立入調査を拒んだり、妨害した場合や、質問に対し答えなかったり、虚偽の回答を行ったりした場合は、10万円以下の罰金が科されます。

条例適用の流れ



条例の解説

本条例の運用に当たり、共通理解と正しい解釈に基づく運用を確保するため、各々の条文を解説します。

1 目的等

この条例は、カラスによる市民等に対する被害を防止するために必要な事項を定めることにより、市民及び事業者の安全安心かつ良好な生活環境を守ることを目的とする。

【説明】

この条例は、カラスによる市民等に対する被害を防止するために必要なことを定め、市民及び事業者の安全安心かつ良好な生活環境を確保することを目的とします。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民、事業者及び本市の区域内に滞在する者（本市の区域内を通過する者を含む。）をいう。
- (2) 事業者 本市の区域内において事業活動を行う者をいう。
- (3) 給餌 自ら所有せず、かつ、占有しないカラスに餌を与えること（餌を目当てにカラスが集散することを認識しながら、カラスが食べることができる場所に餌を置き、又は放置する行為を含む。）を継続し、又は反復して行う行為をいう。
- (4) カラス被害 次のいずれかに該当するものにより給餌による餌を目当てに集散するカラスによる周辺住民の身体若しくは財産又は生活環境に著しい被害が生じていると認められる状態であって、かつ、複数の周辺住民からの市長に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で当該被害の発生が共通の認識となっていると認められる状態をいう。
 - ア 鳴き声その他の音
 - イ ふん尿その他の汚物の放置及びこれらにより発生する臭気
 - ウ 羽毛の飛散
 - エ 攻撃、威嚇及び破壊行為

【説明】

この条例で使われている用語のうち、明確にしておかなければならない用語について定義付けをします。

「給餌」の定義については、動物の愛護及び管理に関する法律が、自ら所有し、又は占有する動物に関する責務を定めていることを踏まえて、この条例では自ら所有せず、かつ、占有しないカラスに餌を与えることを継続し、又は反復して行うことと定義しています。

「カラス被害」については、周辺住民の身体若しくは財産又は生活環境に著しい被害が発生している状態で、かつ、複数の住民からの申出等があり、住民間の共通認識となっている場合とすることを定義しています。

3 市の責務

- 1 市は、市民等の理解と協力の下、カラス被害の防止及び安全安心かつ良好な生活環境を守るための施策を推進するよう努めなければならない。
- 2 市は、この条例の規定に違反する疑いがあると認められる行為について市民等から申立てを受けたときは、その内容について調査を行い、この条例の定めるところにより必要な措置をとらなければならない。

【説明】

市は、市民等の理解と協力の下、カラス被害の防止及び安全安心かつ良好な生活環境を確保するための施策を推進するよう努めるとともに、市民等から申立てがあったときは、この条例により調査し、必要な措置をとることを自らに義務付けています。

4 市民等の責務

- 1 市民等は、市又は他の市民等が実施するカラス被害の防止及び安全安心かつ良好な生活環境を守るための施策、活動等に協力するよう努めなければならない。
- 2 市民等は、カラス被害を発生させないよう地域において自主的な取組に努めなければならない。

【説明】

市民等は、市又は他の市民等が実施するカラス被害の防止及び安全安心かつ良好な生活環境を守るための施策、活動等に協力するとともに、カラス被害を発生させないよう地域において自主的な取組に努めることを定めています。

5 給餌の禁止

市民等は、給餌によりカラス被害を生じさせてはならない。

【説明】

市民等は、給餌によりカラス被害を発生させることを禁止しています。

6 回収義務

- 1 給餌によりカラス被害を生じさせているときは、当該給餌をしたものは、速やかにこれを回収しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該給餌をしたものが明らかでない場合であって、他に給餌による餌を回収すべきものがないときは、当該給餌が行われた場所を占有し、管理し、又は所有するものは、速やかにこれの回収に努めなければならない。

【説明】

給餌によりカラス被害を発生させているときは、当該給餌をしたものに回収（もとにもどす。片付けるという意味）義務を課すとともに、給餌をしたものが明らかでない場合であって、他に給餌による餌を回収すべきものがないときは、給餌が行われた場所を占有し、管理し、又は所有するものに回収の努力義務を課すこととしています。

当該給餌をしたものに対し、受けた被害からの回復やそれに要する補償費用の支払いを求めるものではありません。

7 立入調査等

- 1 市長は、5又は6の1の規定に違反する事実があると認める相当な理由があるときは、この条例の施行のため必要な限度において、市長が指定する職員（以下「指定職員」という。）をして、その事実があると認められる土地、建物又は工作物に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は関係人に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする指定職員は、その資格を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 関係人は、1の規定による立入調査及び質問に協力しなければならない。
- 4 1の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【説明】

市は、カラス被害が発生している場合又は回収義務がなされていない場合には実態調査と事実確認を行います。そして、違反する事実があると認める相当な理由があるときは、立入調査及び関係人への質問ができること及びこれらの行為は、勧告、命令等の行政行為を行うための質問、調査であることを明確にしています。また、関係人に、立入調査及び質問に対する協力義務

を定めています。

8 勧告

市長は、5又は6の1の規定に違反したものに対し、期限を定め、当該違反状態の防止又は除去のための措置その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

【説明】

市は、条例違反の事実があれば是正に向けて丁寧に指導をすることになります。それでも是正されない場合は、カラス被害を発生させているものに対して、市は、期限を定めて勧告をすることができることを規定しています。

9 命令

市長は、8の規定による勧告を受けたものが、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、そのものに対し、期限を定め、当該勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。

【説明】

勧告を受けたものが、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、そのものに対し、当該勧告に係る措置をとるよう命令をすることができることを規定しています。

10 公表

- 1 市長は、9の規定による命令を受けたものが、正当な理由がなく当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該命令を受けたものに対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

【説明】

市は、9の命令に従わない場合に、住所、氏名、命令の内容と理由等の公表ができることとします。なお、公表しようとするときは、命令を受けたものに対し意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとします。

11 委任

この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【説明】

市は、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めることとします。

12 罰則

- 1 9の規定による命令に違反したものは、5万円以下の罰金に処する。
- 2 正当な理由がなく7の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し応答せず、若しくは虚偽の回答を行ったものは、10万円以下の罰金に処する。

【説明】

命令に対する違反行為、立入調査等に強制力を担保するため、罰則を設けることとしています。他市の条例、市条例の罰金額との均衡を考慮し、金額を設定しました。なお、罰金の額は、不良状態の実態把握を重視し、立入調査等の拒否をより高額の罰金としています。

13 両罰規定

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関し、12の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても、12の罰金刑を科する。

【説明】

罰則について、法人の従業員等が違反した場合には、法人そのものにも適用があることを規定しています。

カラスによる被害は、わたしたちの普段のちょっとした心がけで防ぐことができます。
カラスを集めてしまわないよう日頃から注意しましょう。

条例に関するお問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1-1

奈良市 環境部 環境政策課 環境政策係

0742-34-4591 (直通)

